

生坂村地域活性化起業人(企業派遣型) 募集要項

令和7年6月26日

1. 募集概要

長野県生坂村(以下「本村」という。)は、水辺と里山が織りなす風光明媚な自然に恵まれ、長い歴史に培われた地域資源を最大限に活用し、生坂創生のために多くの事業を実施しています。このたび、総務省「地域活性化起業人(企業派遣型)」制度を導入し、企業がこれまで蓄積してきた高度な専門知見や豊富な実績を活かし、本村の魅力向上および地域課題の解決にご協力いただける民間企業を募集いたします。

2. 募集対象

- (1)令和7年4月1日時点で25歳以上の方
- (2)三大都市圏内の民間企業等に所属している方
- (3)心身ともに健康で、積極性・協調性を有し、地域住民と協力しながら地域活性化に取り組める方

3. 主な業務

ICT・DX・AI等のノウハウを活用し、本村の持続可能な地域創生を推進するため、以下の業務に従事していただきます。

- (1)住民に向けた情報発信の強化・運営支援
- (2)生成AI等先端技術を活用した地域経済・産業振興施策の企画・実行支援
- (3)自治体業務プロセスの可視化・自動化による業務効率化支援
- (4)データ利活用基盤整備およびDX推進計画策定支援
- (5)その他地域デジタル化推進に必要な支援

4. 配属先

生坂村役場 総務課

5. 従事期間

令和7年8月1日～令和8年3月31日(予定)

※活動実績等を勘案したうえで双方の意思により年度単位で更新し、最長3年まで延長することができます。

6. 募集人員

1名

7. 費用負担

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、協力企業の定める支給基準に従い、協力企業が派遣社員に直接支給します。また、派遣社員の派遣、従事に要する経費として、本村が協力企業に対し、年額(年度ごと)590万円を限度に負担します。※派遣の開始が年度途中となる場合は、月割りで計算します。

8. 勤務形態

- ・派遣期間の各月において、生坂村の開庁日の半分以上、生坂村区域内で業務に従事すること。
- ・派遣期間の全期間において、生坂村の開庁日の半分以上を超えて生坂村区域内で業務に従事すること。

9. 応募期間

令和7年7月1日(火)～令和7年7月11日(金)

10. 応募方法

以下の書類を生坂村役場総務課に電子メールまたは郵送により提出してください。

- (1) 申込書(指定様式)
- (2) 承諾書(任意様式)

11. 選考の流れ

書類選考のうえ、7月中下旬に結果を応募者に通知します。

※可否の理由等に関してはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

12. その他

- ・ 他の自治体で地域活性化起業人に任用されている方は、応募できません。
- ・ 毎月「活動報告書」をご提出いただきます。
- ・ 総務省の地域活性化起業人制度推進要綱、チェックシート等をご確認ください。
- ・ 上記に記載のない事項については、協議の上で決定します。

13. お申し込み・お問い合わせ

生坂村役場 総務課

〒399-7201 長野県東筑摩郡生坂村 5493 番地2

電話:0263-69-3111 FAX:0263-69-3115

電子メール:soumu@vill.ikusaka.nagano.jp